

総政企第 67 号
令和元年 6 月 27 日

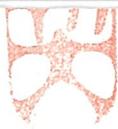
統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田 真 敏



諮問第131号
国勢調査の変更について（諮問）

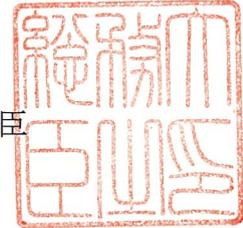
標記について、令和元年 6 月 21 日付け総統勢第 24 号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



総統勢第 24 号
令和元年 6 月 21 日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

国勢調査



主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課
事務担当者	高橋 大 電話 03 (5273) 1152 e-mail : d2.takahashi@soumu.go.jp

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
国勢調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
1 調査の名称 国勢調査	1 調査の名称 国勢調査	<変更なし>
2 調査の目的 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。） 第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項 第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯 の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること を目的とする。	2 調査の目的 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。） 第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項 第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯 の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること を目的とする。	<変更なし>
3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦（総務省令で定める島を除く。） (2) 属性的範囲 前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政 府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を 含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）	3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦（総務省令で定める島を除く。） (2) 属性的範囲 前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政 府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を 含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）	<変更なし>
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 数 約1億2700万人（約5300万世帯） (2) 選定の方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出） (3) 報告義務者 ア 後記5（1）中のア～ソに掲げる事項については世 帯員が、同タ～テに掲げる事項については世帯主又は 世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。 イ 報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯 員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を 提出することにより行うものとする。 ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンライ ンシステムを利用することができる。	4 報告を求める者 (1) 数 約1億2800万人（約5200万世帯） (2) 選定の方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出） (3) 報告義務者 ア 後記5（1）中のア～ソに掲げる事項については世 帯員が、同タ～トに掲げる事項については世帯主又は 世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。 イ 報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯 員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を 提出することにより行うものとする。 ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンライ ンシステムを利用することができる。	・統計法改正に伴う文言修正 ・母集団数の変更（平成27 年国勢調査結果を反映） ・後述の5（1）報告を求め る事項のうち「テ 住宅の床 面積」を削除することに伴う 変更

<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、<u>キ、ク、ケ及びソ</u>に掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係 カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態 サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 シ 仕事の種類 ス 従業上の地位 セ 従業地又は通学地 ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 世帯の種類 チ 世帯員の数 ツ 住居の種類 <u>テ</u> 削除 <u>ト</u> 住宅の建て方</p> <p>※ タ「世帯の種類」及び<u>ト</u>「住宅の建て方」については、調査員による他計報告(オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。)</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>調査実施年の10月1日午前零時現在</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、<u>ケ、ソ及びテ</u>に掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係 カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態 サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 シ 仕事の種類 ス 従業上の地位 セ 従業地又は通学地 ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 世帯の種類 チ 世帯員の数 ツ 住居の種類 <u>テ</u> 住宅の床面積 <u>ト</u> 住宅の建て方</p> <p>※ タ「世帯の種類」及び<u>ト</u>「住宅の建て方」については、調査員による他計報告(オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。)</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>調査実施年の10月1日午前零時現在</p>	<p>・平成27年国勢調査(簡易調査)では、東日本大震災の影響による居住期間や人口移動状況を把握するために、本来大規模調査の実施年に把握すべき調査事項の「キ現在の住居における居住期間」、「ク5年前の住居の所在地」を追加した。これにより、ただし書事項(簡易調査の調査事項に係る規定)から削除したところであるが、本来の大規模調査の実施年に把握すべき調査事項として、ただし書事項に記載</p> <p>・平成27年国勢調査では、上述の2項目を追加把握することに伴い、「<u>ト</u>住宅の床面積」を削除した。本調査事項に関するデータは、住宅・土地統計調査(総務省所管基幹統計調査)の結果による代替が可能と考えられること等から、大規模調査の実施年においても削除</p>
--	--	--

<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯 ※ 後記（2）イただし書による民間事業者</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯 ※ 後記（2）イただし書による民間事業者</p>	<p><変更なし></p>
<p>(2) 調査方法（<input checked="" type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他（ ））</p> <p>ア 調査方法</p> <p>(ア) オンライン調査回答用 I D 及び調査票の配布 調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用 I D 及び調査票を世帯に配布する。</p> <p><u>(イ) 世帯の回答方法</u> <u>世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステムにアクセスし、回答することができる。また、10月1日以降は、国勢調査専用のオンラインシステムのほか、調査票を郵送により提出又は調査員等へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。</u></p> <p>(ウ) 調査票の取集 調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送により世帯から調査票を取集する。 ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調査票の提出期限内においては、郵送により調査票を取集しないことを選択できる。 また、前記4（3）イただし書の記載による場合には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。 なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。 ※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して</p>	<p>(2) 調査方法（<input checked="" type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他（ ））</p> <p>ア 調査の方法</p> <p>(ア) オンライン調査回答用 I D の配布 調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用 I D を世帯に配布する。 <u>世帯は、所定の期間において国勢調査専用のオンラインシステムにアクセスし回答する。</u></p> <p><u>(イ) 調査票の配布</u> <u>(ア) の期間終了後、調査員等はオンライン回答が得られていない世帯に調査票を配布する。</u></p> <p>(ウ) 調査票の取集 調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送により世帯から調査票を取集する。 ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調査票の提出期限内においては、郵送により調査票を取集しないことを選択できる。 また、前記4（3）イただし書の記載による場合には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。 なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。 ※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して</p>	<p>・オンライン回答用 I D 及び調査票等の調査関係書類を同時に配布することによる事務の変更</p>

<p>調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。</p>	<p>調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。</p>	
<p>イ 指導員及び調査員等 指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。 調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・収集・検査、調査世帯一覧（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等）と調査員業務の委託契約を締結することができる。</p>	<p>イ 指導員及び調査員等 指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。 調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・収集・検査、調査世帯一覧（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等）と調査員業務の委託契約を締結することができる。</p>	<p><変更なし></p>
<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月14日～10月20日</p>	<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月10日～10月20日 <u>ただし、茨城県常総市については12月28日まで期間を延長する。</u></p>	<p>・オンライン回答用ID及び調査票等の調査関係書類を同時に配布することによる実施期間の変更 ・平成27年国勢調査では、平成27年9月の豪雨災害発生に伴い、一部変更して実施したが、前回調査のみの対応としていることから削除</p>
<p>8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」（別添4）について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（別添5）に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの<u>年度目標</u>により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した<u>事業計画</u>の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p>	<p>8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」（別添4）について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（別添5）に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの<u>中期目標</u>により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した<u>中期計画</u>の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p>	<p>・独立行政法人通則法の改正に伴う文言修正</p>

<p>(1) 速報集計 人口速報集計（要計表による人口集計） <u>削除</u></p> <p>(2) 基本集計 ア 人口等基本集計 イ 就業状態等基本集計 <u>削除</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計 (6) 小地域集計</p>	<p>(1) 速報集計 ア 人口速報集計（要計表による人口集計） <u>イ 抽出速報集計</u></p> <p>(2) 基本集計 ア 人口等基本集計 イ 就業状態等基本集計 <u>ウ 世帯構造等基本集計</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計 (6) 小地域集計</p>	<p>・基本集計の公表早期化に伴い、抽出速報集計を廃止することによる削除</p> <p>・世帯構造等基本集計を他の集計区分に振り分けることによる削除</p>												
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。（別添5） なお、「人口速報集計（要計表による人口集計）」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については調査を実施する年の<u>翌年9月末</u>までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。（別添5） なお、「人口速報集計（要計表による人口集計）」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については調査を実施する年の<u>翌年10月末</u>までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>・基本集計の公表早期化に伴い変更</p>												
<p>10 使用する統計基準 産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。 ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」（別添6）に掲げる分類項目についてはこの限りでない。</p>	<p>10 使用する統計基準 産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。 ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」（別添6）に掲げる分類項目についてはこの限りでない。</p>	<p><変更なし></p>												
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="181 1353 898 1433"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査票</td> <td>3年間</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	保存期間	保存責任者	調査票	3年間	総務省統計局長	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="994 1353 1711 1433"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査票</td> <td>3年間</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	保存期間	保存責任者	調査票	3年間	総務省統計局長	<p><変更なし></p>
書類名	保存期間	保存責任者												
調査票	3年間	総務省統計局長												
書類名	保存期間	保存責任者												
調査票	3年間	総務省統計局長												

	調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同上		調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同上	
	調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長		調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	
	調査区要図	同上	同上		調査区要図	同上	同上	
	市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長		市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	
	都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事		都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	
	結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長		結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	
12	立入検査等の対象とすることができる事項 前記5（1）中のア、イ及びチに掲げる事項			12	立入検査等の対象とすることができる事項 前記5（1）中のア、イ及びチに掲げる事項			<変更なし>
削除				13	<u>その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）</u> <u>東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添7のとおり。</u>			・平成27年国勢調査では、東日本大震災の影響に伴い、調査計画を一部変更して実施したが、前回調査のみの対応としていることから削除

実施計画（変更後）

1 調査の名称

国勢調査

2 調査の目的

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、国勢統計（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

本邦（総務省令で定める島を除く。）

（2）属性的範囲

前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）数

約 1 億 2700 万人（約 5300 万世帯）

（2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

（3）報告義務者

ア 後記 5（1）中のア～ソに掲げる事項については世帯員が、同タ～テに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。

イ 報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンラインシステムを利用することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

調査票（別添 1）により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第 5 条第 2 項ただし書の規定による国勢調査にあつては、キ、ク、ケ及びソに掲げる事項を除く。

ア 氏名

イ 男女の別

ウ 出生の年月

- エ 世帯主との続柄
- オ 配偶の関係
- カ 国籍
- キ 現在の住居における居住期間
- ク 5年前の住居の所在地
- ケ 在学、卒業等教育の状況
- コ 就業状態
- サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- シ 仕事の種類
- ス 従業上の地位
- セ 従業地又は通学地
- ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段
- タ 世帯の種類
- チ 世帯員の数
- ツ 住居の種類
- テ 住宅の建て方
- ※ タ「世帯の種類」及びテ「住宅の建て方」については、調査員による他計報告（オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。）。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の10月1日午前零時現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯

※ 後記（2）イただし書による民間事業者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

ア 調査方法

(ア) オンライン調査回答用ID及び調査票の配布

調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用ID及び調査票を世帯に配布する。

(イ) 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステムにアクセスし、回答することができる。また、10月1日以降は、国勢調査専用のオンラインシステムのほか、調査票を郵送により提出又は調査員等へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。

(ウ) 調査票の収集

調査員等が世帯から調査票を収集するほか、郵送により世帯から調査票を収集する。

ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調査票の提出期限内においては、郵送により調査票を取集しないことを選択できる。

また、前記4（3）イただし書の記載による場合には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

イ 指導員及び調査員等

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・取集・検査、調査世帯一覧（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等）と調査員業務の委託契約を締結することができる。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

5年

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

9月14日～10月20日

8 集計事項

集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」（別添4）について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（別添5）に示す次の区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの年度目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した事業計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。

（1）速報集計

人口速報集計（要計表による人口集計）

（2）基本集計

ア 人口等基本集計

イ 就業状態等基本集計

（3）抽出詳細集計

- (4) 従業地・通学地集計
- (5) 人口移動集計
- (6) 小地域集計

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。(別添5)

なお、「人口速報集計(要計表による人口集計)」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については、調査を実施する年の翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容(氏名を除く)が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記5(1)中のア、イ及びチに掲げる事項

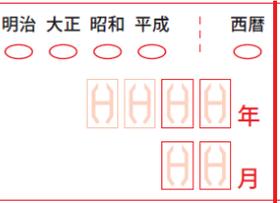
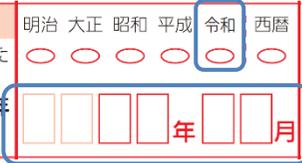
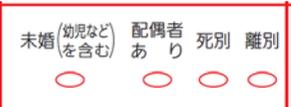
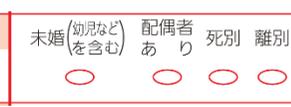
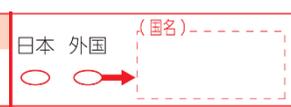
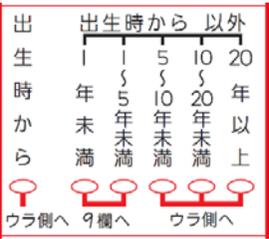
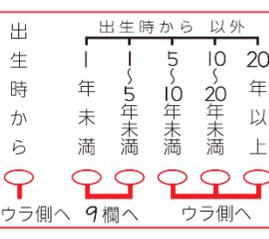
10 教育 ・現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ・ 在学中 の人はその学校について 卒業 の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください ・専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください	1 在学中 卒業 未就学 小 学 幼 稚 園 中 学 保 育 園・保 育 所 高 校・旧 中 認 定 こ ども 園 短 大・高 専 大 学 院 大 学 乳 児・そ の 他	2 在学中 卒業 未就学 小 学 幼 稚 園 中 学 保 育 園・保 育 所 高 校・旧 中 認 定 こ ども 園 短 大・高 専 大 学 院 大 学 乳 児・そ の 他	3 在学中 卒業 未就学 小 学 幼 稚 園 中 学 保 育 園・保 育 所 高 校・旧 中 認 定 こ ども 園 短 大・高 専 大 学 院 大 学 乳 児・そ の 他	4 在学中 卒業 未就学 小 学 幼 稚 園 中 学 保 育 園・保 育 所 高 校・旧 中 認 定 こ ども 園 短 大・高 専 大 学 院 大 学 乳 児・そ の 他	
	9月24日から30日 11 までの1週間に仕事をしましたか ・ 仕事 とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます ・ 通学 には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます ・幼稚園又は保育所などに通っている場合は その他 に記入してください	主 に 仕 事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 12欄へ 少 し も 仕 事 を し な か っ た 人 仕 休 事 業 探 家 通 所 休 ん で い た を 探 し て い た 事 業 学 校 の 他 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ	主 に 仕 事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 12欄へ 少 し も 仕 事 を し な か っ た 人 仕 休 事 業 探 家 通 所 休 ん で い た を 探 し て い た 事 業 学 校 の 他 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ	主 に 仕 事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 12欄へ 少 し も 仕 事 を し な か っ た 人 仕 休 事 業 探 家 通 所 休 ん で い た を 探 し て い た 事 業 学 校 の 他 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ	主 に 仕 事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 12欄へ 少 し も 仕 事 を し な か っ た 人 仕 休 事 業 探 家 通 所 休 ん で い た を 探 し て い た 事 業 学 校 の 他 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ 12欄へ
	就業者・通学者について (11欄で仕事を休んでいたに記入した人は12~16欄にその休んでいた仕事について記入してください)				
	12 従業地又は通学地 ・仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください ・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は 他の区・市町村 に記入してください ・ 他の区・市町村 の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください (東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)	自 宅 (住み込みを含む) 同 じ 区・市 町 村 他 の 区・市 町 村 14欄へ 13欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)	自 宅 (住み込みを含む) 同 じ 区・市 町 村 他 の 区・市 町 村 14欄へ 13欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)	自 宅 (住み込みを含む) 同 じ 区・市 町 村 他 の 区・市 町 村 14欄へ 13欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)	自 宅 (住み込みを含む) 同 じ 区・市 町 村 他 の 区・市 町 村 14欄へ 13欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)
13 従業地又は通学地までの利用交通手段 ・二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください	徒 歩 の み 鉄 道 乗 合 バ ス 勤 め 先 ・ 学 校 の バ ス 自 家 用 車 ハ イ ー タ ッ シ ー オ ー ト バ イ 自 転 車 そ の 他	徒 歩 の み 鉄 道 乗 合 バ ス 勤 め 先 ・ 学 校 の バ ス 自 家 用 車 ハ イ ー タ ッ シ ー オ ー ト バ イ 自 転 車 そ の 他	徒 歩 の み 鉄 道 乗 合 バ ス 勤 め 先 ・ 学 校 の バ ス 自 家 用 車 ハ イ ー タ ッ シ ー オ ー ト バ イ 自 転 車 そ の 他	徒 歩 の み 鉄 道 乗 合 バ ス 勤 め 先 ・ 学 校 の バ ス 自 家 用 車 ハ イ ー タ ッ シ ー オ ー ト バ イ 自 転 車 そ の 他	
就業者について (11欄で通学に記入した人は14~16欄には記入の必要はありません)					
14 勤めか 自営かの別 ・ 労働者派遣事業所の派遣社員 とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人を含みます ・ パート・アルバイト・その他 には 契約社員 嘱託なども含めます ・ 自営業主 とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や 自由業の人を含みます	雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 正 規 の 労働者派遣 パート・アルバイト 会社 などの 従業員 派遣社員 その他 役員 自 営 業 主 家 族 内 の 雇 入 雇 入 雇 入 雇 入 あり なし あり なし あり なし あり なし 従 業 者 従 業 者 従 業 者 従 業 者 (内 職) (内 職) (内 職) (内 職)	雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 正 規 の 労働者派遣 パート・アルバイト 会社 などの 従業員 派遣社員 その他 役員 自 営 業 主 家 族 内 の 雇 入 雇 入 雇 入 雇 入 あり なし あり なし あり なし あり なし 従 業 者 従 業 者 従 業 者 従 業 者 (内 職) (内 職) (内 職) (内 職)	雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 正 規 の 労働者派遣 パート・アルバイト 会社 などの 従業員 派遣社員 その他 役員 自 営 業 主 家 族 内 の 雇 入 雇 入 雇 入 雇 入 あり なし あり なし あり なし あり なし 従 業 者 従 業 者 従 業 者 従 業 者 (内 職) (内 職) (内 職) (内 職)	雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 雇 わ れ て い る 人 正 規 の 労働者派遣 パート・アルバイト 会社 などの 従業員 派遣社員 その他 役員 自 営 業 主 家 族 内 の 雇 入 雇 入 雇 入 雇 入 あり なし あり なし あり なし あり なし 従 業 者 従 業 者 従 業 者 従 業 者 (内 職) (内 職) (内 職) (内 職)	
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容 ・仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称を書いてください (官公庁は課名まで) ・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください ・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください	15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10~15ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください				
16 本人の仕事の内容 ・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください					

この調査票は機械にかけますので、活字をいれず、手書きで記入してください。

記入ありがとうございます。

国勢調査調査事項の変更点

変更前	変更後	
<p>1 世帯員の数</p> <p>1 世帯員の数 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください</p> <p>総数 男 女</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人</p>	<p>1 世帯員の数 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください</p> <p>総数 男 女</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人</p>	<p><変更なし></p>
<p>2 住居の種類</p> <p>2 住居の種類</p> <p>持ち家 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(社宅・公務員住宅など) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p>2 住居の種類</p> <p>持ち家 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(社宅・公務員住宅など) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p><変更なし></p>
<p>3 氏名, 男女の別</p> <p>3 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください</p> <p>氏名</p> <p>男 女</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p>3 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください</p> <p>氏名</p> <p>男 女</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p><変更なし></p>
<p>4 世帯主との続き柄</p> <p>4 世帯主との続き柄</p> <p>世帯主又は代表者 世帯主の子 子の配偶者 世帯主の父母 世帯主の配偶者の父母</p> <p>・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます</p> <p>・孫の配偶者は孫に兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます</p> <p>孫 祖父母 兄弟姉妹 他の親族 住み込みの雇人 その他</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p>4 世帯主との続き柄</p> <p>世帯主又は代表者 世帯主の子 子の配偶者 世帯主の父母 世帯主の配偶者の父母</p> <p>・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます</p> <p>・孫の配偶者は孫に兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます</p> <p>孫 祖父母 兄弟姉妹 他の親族 住み込みの雇人 その他</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p><変更なし></p>

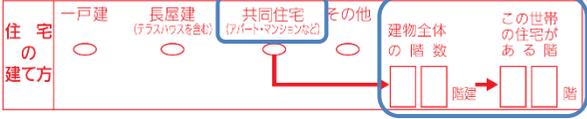
変更前	変更後	
<p>5 出生の年月</p> <p>5 出生の年月 明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>•該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください</p> <p>•年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください</p> 	<p>5 出生の年月</p> <p>明治 大正 昭和 平成 令和 西暦</p> <p>•該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください</p> <p>•年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください</p> 	<p>【変更点】</p> <p>① 令和の追加</p> <p>② 年と月で二段書きしていたが、一段書きに変更</p> <p>【変更理由】</p> <p>① 改元に伴う新元号の追加</p> <p>② レイアウトの変更に伴うもの</p>
<p>6 配偶の関係</p> <p>6 配偶者の有無</p> <p>•届出の有無に関係なく記入してください</p> <p>未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別</p> 	<p>6 配偶者の有無</p> <p>未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別</p> <p>•届出の有無に関係なく記入してください</p> 	<p><変更なし></p>
<p>7 国籍</p> <p>7 国籍</p> <p>•外国の場合は 国名も書いてください</p> <p>日本 外国 (国名)</p> 	<p>7 国籍</p> <p>国籍を記入し 外国の場合は 国名も書いてください</p> <p>日本 外国 (国名)</p> 	<p>【変更点】</p> <p>① 注釈に「国籍を記入し」を追加</p> <p>【変更理由】</p> <p>① 記入漏れを防止した上で、国名の記入に誘導するため、注釈に文言を追加</p>
<p>8 現在の住居における居住期間</p> <p>8 現在の場所に住んでいる期間</p> <p>•生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください</p> <p>出生時から 以外</p> <p>1 5 10 20</p> <p>年 年 年 年</p> <p>未 未 未 未</p> <p>満 満 満 満</p> <p>以上</p> <p>ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ</p> 	<p>8 現在の場所に住んでいる期間</p> <p>•生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください</p> <p>出生時から 以外</p> <p>1 5 10 20</p> <p>年 年 年 年</p> <p>未 未 未 未</p> <p>満 満 満 満</p> <p>以上</p> <p>ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ</p> 	<p><変更なし></p>

変更前	変更後	
<p>9 5年前の住居の所在地</p> <p>9 5年前(平成22年10月1日)にはどこに住んでいましたか</p> <p>現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他区・市町村 外国</p> <p>•平成22年10月1日より後に生まれた人については出生後にふだん住んでいた場所を記入してください</p> <p>•5年前に同じ市内の他の区に住んでいた場合は他区・市町村に記入してください</p> <p>•他区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください (東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)</p> <p>(住んでいた場所を記入) (左づめで記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p>9 5年前(平成 年10月1日)にはどこに住んでいましたか</p> <p>現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他区・市町村 外国</p> <p>•平成 年10月1日より後に生まれた人については出生後にふだん住んでいた場所を記入してください</p> <p>•5年前に同じ市内の他の区に住んでいた場合は他区・市町村に記入してください</p> <p>•他区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください (東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)</p> <p>(住んでいた場所を記入) (左づめで記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p><変更なし></p>
<p>10 教育</p> <p>【平成22年国勢調査】</p> <p>8 教育</p> <p>•現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください</p> <p>•在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</p> <p>•専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください</p> <p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所</p> <p>短大 大学 乳児 高専 大学院 その他</p>	<p>10 教育</p> <p>•現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください</p> <p>•在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</p> <p>•専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください</p> <p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 幼稚園 中学 保育所・保育所 短大・高専 認定こども園 大学 乳児・その他 大学院</p>	<p>【変更点】</p> <p>①学校の種類の細分化(「小学・中学」及び「大学・大学院」の分離)</p> <p>②認定こども園の新設</p> <p>【変更理由】</p> <p>①義務教育機会確保及び夜間中学校設置への行政ニーズに鑑み、義務教育未修了者の実態を的確に把握するため。</p> <p>また、大学院修了者の増加に鑑み、中央教育審議会において、大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化が必要であるとされており、このような各種施策への活用や日本の教育水準を把握するため。</p> <p>②認定こども園の制度が一部改正されたことに伴い、従来の選択肢では、報告者が記入箇所を明確に判断することができないため。</p>

変更前	変更後	
<p>11 就業状態</p> <p>9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事とは収入を伴う仕事をいい、自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます 通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます 幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください <p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んで 仕事を探して 家事 通学 その他(幼児や高齢など)</p> <p>11欄へ 11欄へ 記入あり 11欄へ 記入あり</p>	<p>9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事とは収入を伴う仕事をいい、自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます 通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます 幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください <p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んで 仕事を探して 家事 通学 その他(幼児や高齢など)</p> <p>12欄へ 12欄へ 記入あり 12欄へ 記入あり</p>	<p><変更なし></p>
<p>12 従業地又は通学地</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください 同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください 他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで) <p>自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p>12 従業地又は通学地</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください 同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください 他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで) <p>自宅(住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>14欄へ 13欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>	<p>【変更点】 ①ガイドラインの追加</p> <p>【変更理由】 ①報告者が記入箇所の判断に迷わないよう、誘導するために追加</p>

変更前	変更後																																									
13 従業地又は通学地までの利用交通手段																																										
<p>【平成22年国勢調査の調査事項】</p> <p>11 従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <table border="1"> <tr> <td>徒歩のみ</td> <td>鉄道電車</td> <td>乗合バス</td> <td>勤め先・学校のバス</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>自家用車</td> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>オートバイ</td> <td>自転車 その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>・二つ以上の交通手段を利用している場合は、該当するものすべてに記入してください</p>	徒歩のみ	鉄道電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車 その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>13 従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <table border="1"> <tr> <td>徒歩のみ</td> <td>鉄道電車</td> <td>乗合バス</td> <td>勤め先・学校のバス</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>自家用車</td> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>オートバイ</td> <td>自転車 その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>・二つ以上の交通手段を利用している場合は、該当するものすべてに記入してください</p>	徒歩のみ	鉄道電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車 その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p><変更なし></p>								
徒歩のみ	鉄道電車	乗合バス	勤め先・学校のバス																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車 その他																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
徒歩のみ	鉄道電車	乗合バス	勤め先・学校のバス																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車 その他																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
14 従業上の地位																																										
<p>12 勤めか 自営かの別</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます パート・アルバイト・その他には、契約社員、嘱託なども含めます 自営業主とは、個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます <table border="1"> <tr> <td colspan="2">雇われている人</td> <td colspan="2">自営業主</td> </tr> <tr> <td>正規の職員・従業員</td> <td>労働者派遣事業所の派遣社員</td> <td>パート・アルバイト・その他</td> <td>会社などの役員</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>雇人あり</td> <td>雇人なし</td> <td>家族従業者</td> <td>家庭内の賃仕事(内職)</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	雇われている人		自営業主		正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	雇人あり	雇人なし	家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>14 勤めか 自営かの別</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます パート・アルバイト・その他には、契約社員、嘱託なども含めます 自営業主とは、個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます <table border="1"> <tr> <td colspan="2">雇われている人</td> <td colspan="2">自営業主</td> </tr> <tr> <td>正規の職員・従業員</td> <td>労働者派遣事業所の派遣社員</td> <td>パート・アルバイト・その他</td> <td>会社などの役員</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>雇人あり</td> <td>雇人なし</td> <td>家族従業者</td> <td>家庭内の賃仕事(内職)</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	雇われている人		自営業主		正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	雇人あり	雇人なし	家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>【変更点】</p> <p>①レイアウト変更</p> <p>【変更理由】</p> <p>①大規模調査で調査事項が増えることに伴い、レイアウトを変更</p>
雇われている人		自営業主																																								
正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
雇人あり	雇人なし	家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
雇われている人		自営業主																																								
正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							
雇人あり	雇人なし	家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)																																							
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																							

変更前	変更後																																																																													
15 所属の事業所の名称及び事業の種類																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="147 288 421 336">13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</td> <td data-bbox="421 288 672 336">13欄と14欄は「調査票の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 336 421 502"> <ul style="list-style-type: none"> • 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください </td> <td data-bbox="421 336 672 502"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 502 421 668"> <p>勤め先・業主などの名称</p> <p>事業の内容</p> </td> <td data-bbox="421 502 672 668"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> </table>	13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	13欄と14欄は「調査票の	<ul style="list-style-type: none"> • 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<p>勤め先・業主などの名称</p> <p>事業の内容</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="770 288 1066 336">15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</td> <td data-bbox="1066 288 1344 336">15欄と16欄は「調査票の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 336 1066 502"> <ul style="list-style-type: none"> • 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください </td> <td data-bbox="1066 336 1344 502"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 502 1066 668"> <p>勤め先・業主などの名称</p> <p>事業の内容</p> </td> <td data-bbox="1066 502 1344 668"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> </table>	15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	15欄と16欄は「調査票の	<ul style="list-style-type: none"> • 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<p>勤め先・業主などの名称</p> <p>事業の内容</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<p><変更なし></p>
13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	13欄と14欄は「調査票の																																																																													
<ul style="list-style-type: none"> • 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													
<p>勤め先・業主などの名称</p> <p>事業の内容</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	15欄と16欄は「調査票の																																																																													
<ul style="list-style-type: none"> • 仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先（実際に仕事をしている事業所）について書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													
<p>勤め先・業主などの名称</p> <p>事業の内容</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													
16 本人の仕事の内容																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="147 793 434 825">14 本人の仕事の内容</td> <td data-bbox="434 793 712 825"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 825 434 898"> <ul style="list-style-type: none"> • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください </td> <td data-bbox="434 825 712 981"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> </table>	14 本人の仕事の内容		<ul style="list-style-type: none"> • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="770 793 1057 825">16 本人の仕事の内容</td> <td data-bbox="1057 793 1335 825"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 825 1057 882"> <ul style="list-style-type: none"> • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください </td> <td data-bbox="1057 825 1335 981"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="770 898 1057 981"> <p>第2面</p> <p>2</p> </td> <td data-bbox="1057 898 1335 981"> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> </td> </tr> </table>	16 本人の仕事の内容		<ul style="list-style-type: none"> • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<p>第2面</p> <p>2</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																	<p><変更なし></p>																		
14 本人の仕事の内容																																																																														
<ul style="list-style-type: none"> • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													
16 本人の仕事の内容																																																																														
<ul style="list-style-type: none"> • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください 	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													
<p>第2面</p> <p>2</p>	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																													

変更前	変更後																					
<p>住宅の建て方</p> 	<p>住宅の建て方</p> 	<p>【変更点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共同住宅の選択肢に例示を追加 ②建物全体の階数と世帯の居住階数の順番を入替え <p>【変更理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本来、アパート・マンション等であれば、「共同住宅」に記入するはずが、「長屋建」、「その他」に記入してしまう場合があることから、記入誤りを防止するために例示を追加 ②世帯の居住階数を記入する欄に建物全体の階数を記入している事例が見受けられるため、記入誤りを防止する観点から変更 																				
<p>世帯の種類</p>																						
<p>世帯の種類</p> <table border="1" data-bbox="145 837 705 917"> <tr> <td>一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む)</td> <td>学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒</td> <td>病院・療養所 の入居者</td> <td>老人ホーム等 の社会施設 の入居者</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入居者	老人ホーム等 の社会施設 の入居者	その他	<input type="radio"/>	<p>世帯の種類</p> <table border="1" data-bbox="768 837 1328 917"> <tr> <td>一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む)</td> <td>学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒</td> <td>病院・療養所 の入居者</td> <td>老人ホーム等 の社会施設 の入居者</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入居者	老人ホーム等 の社会施設 の入居者	その他	<input type="radio"/>	<p><変更なし></p>								
一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入居者	老人ホーム等 の社会施設 の入居者	その他																		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																		
一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身寮の入居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入居者	老人ホーム等 の社会施設 の入居者	その他																		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																		

変更前	変更後																									
住宅の床面積の合計																										
<p>平成22年国勢調査</p> <table border="1" data-bbox="143 331 725 512"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 331 394 384">(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)</th> <th data-bbox="394 331 450 384">20 ㎡ 未満</th> <th data-bbox="450 331 506 384">20～ 30㎡ 未満</th> <th data-bbox="506 331 562 384">30～ 40㎡ 未満</th> <th data-bbox="562 331 618 384">40～ 50㎡ 未満</th> <th data-bbox="618 331 674 384">50～ 60㎡ 未満</th> <th data-bbox="674 331 730 384">60～ 70㎡ 未満</th> <th data-bbox="730 331 786 384">70～ 80㎡ 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 384 394 459">・居室のほか 玄関・台所・ トイレ・浴室・廊下・押し入れ などの床面積も含めます</td> <td data-bbox="394 384 450 459">○</td> <td data-bbox="450 384 506 459">○</td> <td data-bbox="506 384 562 459">○</td> <td data-bbox="562 384 618 459">○</td> <td data-bbox="618 384 674 459">○</td> <td data-bbox="674 384 730 459">○</td> <td data-bbox="730 384 786 459">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 459 394 512">・営業用の部分及び他の世帯の 使用部分は除いてください</td> <td data-bbox="394 459 450 512">○</td> <td data-bbox="450 459 506 512">○</td> <td data-bbox="506 459 562 512">○</td> <td data-bbox="562 459 618 512">○</td> <td data-bbox="618 459 674 512">○</td> <td data-bbox="674 459 730 512">○</td> <td data-bbox="730 459 786 512">○</td> </tr> </tbody> </table>	(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)	20 ㎡ 未満	20～ 30㎡ 未満	30～ 40㎡ 未満	40～ 50㎡ 未満	50～ 60㎡ 未満	60～ 70㎡ 未満	70～ 80㎡ 未満	・居室のほか 玄関・台所・ トイレ・浴室・廊下・押し入れ などの床面積も含めます	○	○	○	○	○	○	○	・営業用の部分及び他の世帯の 使用部分は除いてください	○	○	○	○	○	○	○	<p>削除</p>	<p>【変更点】</p> <p>① 削除</p> <p>【変更理由】</p> <p>① 平成27年国勢調査では、従来から記入状況が悪い事項であったことや、東日本大震災対応による調査事項（※）追加に伴う記入者負担の軽減のため、把握しなかった。</p> <p>※「現在の場所に住んでいる期間」と「5年前はどこに住んでいましたか」</p> <p>また、本調査事項に関するデータは、住宅・土地統計調査（総務省所管基幹統計調査）の結果による代替が可能と考えられること等から今回の大規模調査でも削除する。</p>
(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)	20 ㎡ 未満	20～ 30㎡ 未満	30～ 40㎡ 未満	40～ 50㎡ 未満	50～ 60㎡ 未満	60～ 70㎡ 未満	70～ 80㎡ 未満																			
・居室のほか 玄関・台所・ トイレ・浴室・廊下・押し入れ などの床面積も含めます	○	○	○	○	○	○	○																			
・営業用の部分及び他の世帯の 使用部分は除いてください	○	○	○	○	○	○	○																			

年国勢調査

調査世帯一覧

調査員
氏名

◆単位区(単位区がない場合は調査区)ごとに作成してください。

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

単位区
所在地

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)

枚のうち 枚目

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主又は 代表者の氏名	(3) 所在地 (番地・号など)	(4) 建物の名称 (マンション名など)	(5)世帯員の数			(6) 調査票 枚数	(7)回収結果			(8) 聞 取	(9) 備 考
				総数	男	女		ネ ット	〒 送 等	調 査 員		
5												
10												
15												
20												
25												
この用紙 の世帯数				この用紙 の計								

指導員記入欄

	世帯数 総数	世帯員の数			調査票枚数 (回収)
		総数	男	女	
合計		人	人	人	枚

・この単位区(単位区がない場合は調査区)で、調査世帯一覧が2枚以上にわたるときは、1枚目の用紙に全体の合計を記入してください。

・調査対象者がいない単位区の場合は、合計を「0」と記入してください。

国勢調査調査世帯一覧の変更点

別添2の参考

変更前

平成27年国勢調査

調査世帯一覧

調査員氏名

- ◆単位区(単位区がない場合は調査区)ごとに作成してください。
- ◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

単位区
の区域

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)

枚のうち 枚目

A 一般の世帯, 30人未満の施設等の世帯について													
(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者の氏名	(3) 所在地 (番地・号など)	(4) 建物の名称	(5)世帯員の数			(6) 調査票枚数	(7)提出状況			(8) 聞取	(9) 備考	(10) 指導員使用
				総数	男	女		ネット	調査員	郵送等			
								ネ	調	干	聞		

削除

- 【変更点】
- ① 「指導員使用」欄の削除
 - ② 「単位区の区域」⇒「単位区の所在地」へ変更
 - ③ 「建物の名称」欄に「マンション名など」と例示を追加
 - ④ 「提出状況」欄を「回収結果」欄とし、調査員と郵送等の順番を入替え

- 【変更理由】
- ① 抽出速報集計の廃止に伴い、抽出に係る指導員事務が無くなり、不要となるため
 - ② 調査員が記入するに当たり、判断に迷うため
 - ③ 調査員が記入するに当たり、判断に迷うため
 - ④ 調査員の記入誤りを防ぐため

変更後

年国勢調査

調査世帯一覧

調査員氏名

- ◆単位区(単位区がない場合は調査区)ごとに作成してください。
- ◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

単位区
の所在地

変更

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)

枚のうち 枚目

(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者の氏名	(3) 所在地 (番地・号など)	(4) 建物の名称 (マンション名など)	(5)世帯員の数			(6) 調査票枚数	(7)回収結果			(8) 聞取	(9) 備考
				総数	男	女		ネット	調査員	郵送等		
								干	調	聞		

例示追記

順番入替

変更前

B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について								
(1) 世帯 番号	(2) 世帯主又は 代表者の氏名	(3) 所在地 (番地・号など)	(4) 建物の名称 (学生寮・社会施設などの名称)	(5)世帯員の数			(6) 調査票 枚数	(7) 備考
				総数	男	女		
50								
50								
50								

・この単位区(単位区がない場合は、調査区)で、調査世帯一覧が2枚以上にわたるときは、1枚目の用紙に全体の合計を記入してください。

・調査対象者がいない単位区の場合は、「合計(A+B)」欄のすべてに「0」を記入してください。

世帯数	世帯員の数			調査票枚数
	総数	男	女	
A 一般の世帯, 30人未満の施設等の世帯	人	人	人	枚
B 1世帯の世帯員の数が 30人以上の施設等の世帯	人	人	人	枚
合計 (A+B)	人	人	人	枚

削除

削除

総務省統計局

【変更点】

- ① 「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について」欄の削除
- ② 「合計」欄のうち「A一般の世帯、30人未満の施設等の世帯」及び「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯」を削除
- ③ 「合計」⇒「指導員記入欄」へ変更
- ④ 「世帯数」⇒「世帯数 総数」へ変更
- ⑤ 「調査票枚数」⇒「調査票枚数(回収)」へ変更

【変更理由】

- ① 抽出速報集計の廃止に伴い、抽出速報集計対象となる施設を分けて記載する必要がなくなったため
- ② 抽出速報集計の廃止に伴い、小計を記入する欄を設ける必要がなくなったため
- ③ 審査時に指導員が記入することとしており、調査員が誤って記入することを防ぐため
- ④ 指導員の記入誤りを防ぐため
- ⑤ 指導員の記入誤りを防ぐため

変更後

・この単位区(単位区がない場合は調査区)で、調査世帯一覧が2枚以上にわたるときは、1枚目の用紙に全体の合計を記入してください。

・調査対象者がいない単位区の場合は、合計を「0」と記入してください。

指導員記入欄				
世帯数 総数	世帯員の数			調査票枚数 (回収)
	総数	男	女	
合計	人	人	人	枚

変更

変更

総務省統計局

変更

年 国勢調査

調査区要図

調査員
氏名調査区
の所在地

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)
				<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ~ <input type="text"/> <input type="text"/>

国勢調査調査区要図の変更点

別添3の参考

変更前

年国勢調査

調査区要図

調査員
氏名
調査区
の区域

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)
				□□□□□□	□□□□□□

【変更点】
調査区の区域 ⇒ 調査区の所在地へ変更

【変更理由】
調査員が記入するに当たり、判断に迷うため

変更後

年国勢調査

調査区要図

調査員
氏名
調査区
の所在地

変更

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)
				□□□□□□	□□□□□□

国勢調査集計事項

次の事項について、全国、都道府県、市区町村、町丁・字及びその他の地域別に集計する。ただし、統計法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあっては、オ、カ、サ及びスに関する事項を除く。

- ア 人口及び世帯に関する総括的な事項
- イ 男女・年齢別の人口構成及び高齢者に関する事項
- ウ 配偶関係及び夫婦に関する事項
- エ 国籍及び外国人に関する事項
- オ 現在の住居における居住期間に関する事項
- カ 人口移動に関する事項
- キ 労働力状態に関する事項
- ク 従業上の地位に関する事項
- ケ 産業構成に関する事項
- コ 職業構成に関する事項
- サ 教育に関する事項
- シ 従業地・通学地による人口構成に関する事項
- ス 通勤・通学時の利用交通手段に関する事項
- セ 世帯の種類に関する事項
- ソ 世帯構成及び家族構成・同居児に関する事項
- タ 住居の種類、住居の所有の関係に関する事項
- チ 住宅の建て方に関する事項
- ツ 平成12年市町村（いわゆる「平成の大合併」以前の市町村）に関する事項

結果表表題一覧

別添4の参考1

(表番号)

(表題)

(集計地域)

I 速報集計

人口速報集計（要計表による人口集計）

【総人口・総世帯数・男女】

第 1 表 男女別2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数及び5年間の世帯増減率
全国，都道府県，市区町村

II 基本集計（全数集計）

人口等基本集計

【総人口・総世帯数・男女・年齢・配偶関係】

第 1 表 世帯の種類，男女別2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数，5年間の世帯増減率及び世帯人員数
全国，都道府県，市区町村，平成12年市町村，大都市圏・都市圏

第 2 表 年齢，国籍総数か日本人，男女別人口，人口構成比〔年齢別〕，平均年齢及び年齢中位数
全国，都道府県，市区町村，平成12年市町村，大都市圏・都市圏

第 3 表 出生の月，国籍総数か日本人，年齢，男女別人口
全国，都道府県，市区町村

第 4 表 配偶関係，国籍総数か日本人，年齢，男女別人口，人口構成比〔配偶関係別〕及び平均年齢（15歳以上）
全国，都道府県，市区町村

【世帯数・世帯人員】

第 5 表 世帯の種類・世帯の家族類型・施設等の世帯の種類，配偶関係，年齢，男女別世帯人員数及び平均年齢
全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市

第 6 表 世帯人員，施設等の世帯の種類，世帯の種類別世帯数，世帯人員数，1世帯当たり人員数，間借り・下宿などの単身者数及び会社などの独身寮の単身者数
全国，都道府県，市区町村

第 7 表 世帯の種類，配偶関係，年齢，男女別世帯人員数
全国，都道府県，市区町村

【世帯の家族類型・世帯主との続柄・子供】

第 8 表 世帯員の年齢による世帯の種類，世帯人員，世帯員の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数
全国，都道府県，市区町村

第 9 表 世帯員の年齢による世帯の種類，世帯員の年齢，世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員数
全国，都道府県，市区町村

第 10 表 世帯の家族類型，世帯人員別一般世帯数
全国，都道府県，市区町村

第 11 表 世帯の種類・世帯の家族類型，世帯人員，世帯主の年齢，世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員数
全国

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 12 表	世帯の種類・世帯の家族類型、世帯主の配偶関係、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国、都道府県、市区町村〔人口50万未満の市では、世帯主の年齢別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)〕
第 13 表	世帯主との続き柄、世帯の家族類型、配偶関係、年齢、男女別一般世帯人員数	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、県庁所在市、人口20万以上の市〔人口50万未満の市では、配偶関係別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)〕
第 14 表	世帯の家族類型、配偶関係、年齢、男女別一般世帯人員数	全国、都道府県、市区町村
第 15 表	世帯の家族類型、子供の有無・数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢、夫の年齢、妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数(夫婦のいる一般世帯)	人口50万未満の市では、夫の年齢及び妻の年齢別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)
第 16 表	親との同居・非同居、母子・父子世帯の種類、子供の年齢、子供の男女別子供の数及び子供のいる一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
【夫婦の年齢】		
第 17 表	夫の年齢、妻の年齢、国籍総数か日本人別夫婦数	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、県庁所在市、人口20万以上の市
【住居の状態】		
第 18 表	住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏・都市圏
第 19 表	住宅の建て方・世帯が住んでいる階、男女、年齢、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国、都道府県、市区町村〔全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市のみ、男女及び年齢別の一般世帯人員数を表章。〕
第 20 表	世帯人員、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 21 表	世帯の家族類型、住宅の所有の関係、年齢、男女別一般世帯人員数	全国
第 22 表	世帯の家族類型、住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階、世帯主の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国、都道府県、市区町村〔人口50万未満の市では、住宅の建て方・世帯が住んでいる階及び世帯主の年齢別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)〕
第 23 表	世帯の家族類型、住宅の所有の関係、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 24 表	世帯の家族類型、住宅の所有の関係、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国、都道府県、市区町村
【65歳以上世帯員の有無による世帯の類型】		
第 25 表	65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員数及び65歳以上世帯人員数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

(表番号)**(表題)****(集計地域)****[65歳以上世帯員のいる世帯]**

第 26 表	世帯人員、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員数及び65歳以上一般世帯人員数	全国、都道府県、市区町村
第 27 表	世帯の家族類型、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、65歳以上世帯人員別一般世帯数、一般世帯人員数、65歳以上一般世帯人員数、75歳以上一般世帯人員数及び85歳以上一般世帯人員数	人口50万未満の市では、65歳以上世帯人員別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)
第 28 表	世帯人員、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数、一般世帯人員数及び65歳以上一般世帯人員数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 29 表	住宅の所有の関係、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員数、65歳以上一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国、都道府県、市区町村
第 30 表	世帯人員、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国、都道府県、市区町村
第 31 表	住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員数、65歳以上一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国、都道府県、市区町村

[夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯]

第 32 表	夫の年齢、妻の年齢別夫婦のみの世帯数	全国、都道府県、市区町村
第 33 表	夫婦のいる世帯の家族類型、住宅の所有の関係別一般世帯数	全国、都道府県、市区町村
第 34 表	夫婦のいる世帯の家族類型、住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階別一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、県庁所在市、人口20万以上の市

[母子世帯]

第 35 表	母子・父子世帯の種類、母の配偶関係、母の年齢、子供の数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数(母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 36 表	母子・父子世帯の種類、子供の数・年齢別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数(母子世帯)	全国、都道府県、市区町村
第 37 表	母子・父子世帯の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数(母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

[父子世帯]

第 38 表	母子・父子世帯の種類、父の配偶関係、父の年齢、子供の数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数(父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 39 表	母子・父子世帯の種類、子供の数・年齢別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数(父子世帯)	全国、都道府県、市区町村
第 40 表	母子・父子世帯の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数(父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

[世帯主と世帯員]

第 41 表	世帯主の年齢、世帯主の男女、世帯員の年齢、世帯員の男女別一般世帯人員数及び一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
--------	--	-----------------------------

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 42 表	世帯の家族類型、世帯主の年齢、世帯主の男女、世帯員の年齢、世帯員の男女別一般世帯人員数及び一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 43 表	世帯主の配偶関係、世帯主の年齢、世帯主の男女、世帯員の配偶関係、世帯員の年齢、世帯員の男女別一般世帯人員数及び一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
[外国人]		
第 44 表	国籍、男女別人口	全国、都道府県、市区町村
第 45 表	国籍、年齢、男女別人口、人口構成比〔年齢別〕、平均年齢及び年齢中位数	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、県庁所在市、人口20万以上の市
第 46 表	配偶関係、国籍、年齢、男女別人口（15歳以上）	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 47 表	世帯の家族類型、外国人のいる世帯の類型、世帯主の国籍別一般世帯数、一般世帯人員数、及び外国人人員数（外国人のいる一般世帯）	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 48 表	外国人のいる世帯の類型、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数（外国人のいる一般世帯）	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第 49 表	夫の国籍、妻の国籍別夫婦数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国
第 50 表	国籍（詳細区分）、男女別人口	全国
第 51 表	国籍（中区分）、年齢、男女別人口	全国、都道府県

就業状態等基本集計

[労働力状態・産業・職業・従業上の地位]		
第 1 表	労働力状態、年齢、国籍総数か日本人、男女別人口及び労働力率（15歳以上）	全国、都道府県、市区町村〔人口50万未満の市では、国籍総数か日本人別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 2 表	労働力状態、配偶関係、年齢、国籍総数か日本人、男女別人口（15歳以上）	全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏・都市圏〔人口50万未満の市では、国籍総数か日本人別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 3 表	労働力状態、配偶関係、従業上の地位、年齢、男女別就業者数（15歳以上）	全国、都道府県、市区町村〔人口50万未満の市では、労働力状態、配偶関係及び年齢別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 4 表	労働力状態、産業（大分類）、年齢、男女別就業者数（15歳以上）	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 5 表	従業上の地位，産業（大分類），年齢，男女別就業者数及び平均年齢（15歳以上就業者及び15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶就業者）	全国，都道府県，市区町村，平成12年市町村，大都市圏・都市圏〔人口50万未満の市では，年齢別及び平均年齢の表章なし。また，15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶就業者について集計しない。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 6 表	産業（大分類），配偶関係，年齢，国籍総数か日本人，男女別就業者数，人口構成比〔産業別〕及び平均年齢（15歳以上就業者及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，市区町村〔人口50万未満の市では，配偶関係及び国籍総数か日本人別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 7 表	労働力状態，職業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 8 表	従業上の地位，職業（大分類），年齢，男女別就業者数及び平均年齢（15歳以上就業者及び15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶就業者）	全国，都道府県，市区町村，平成12年市町村，大都市圏・都市圏〔人口50万未満の市では，年齢別及び平均年齢の表章なし。また，15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶就業者について集計しない。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 9 表	職業（大分類），配偶関係，年齢，国籍総数か日本人，男女別就業者数，人口構成比〔職業別〕及び平均年齢（15歳以上就業者及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，市区町村〔人口50万未満の市では，配偶関係及び国籍総数か日本人別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 10 表	産業（大分類），職業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，市区町村〔人口50万未満の市では，年齢別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
〔教育〕		
第 11 表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，年齢，配偶関係，男女別人口（15歳以上）	全国，都道府県，市区町村〔人口50万未満の市では，配偶関係別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 12 表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，労働力状態・産業（大分類），年齢，男女別人口（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 13 表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，職業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 14 表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，従業上の地位，年齢，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 15 表	在学学校・未就学の種類，年齢，男女別人口	全国，都道府県，市区町村〔人口50万未満の市では，年齢別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 16 表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，年齢，男女別人口（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 17 表	産業（大分類），職業（大分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市
【世帯主との続き柄・労働力状態】		
第 18 表	労働力状態・従業上の地位，世帯主との続き柄・世帯人員，配偶関係，年齢，男女別一般世帯人員数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
【世帯の家族類型・労働力状態】		
第 19 表	世帯の種類・世帯の家族類型，労働力状態，年齢，男女別世帯人員数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 20 表	世帯の家族類型，労働力状態，年齢，男女別一般世帯人員数（15歳以上）	全国，都道府県，市区町村
第 21 表	世帯の家族類型，労働力状態・産業（大分類），年齢，男女別一般世帯人員数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 22 表	世帯の家族類型，労働力状態・職業（大分類），年齢，男女別一般世帯人員数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
【親（夫婦）の労働力状態・子供】		
第 23 表	夫の労働力状態，妻の労働力状態，子供の有無・数，最年少の子供の年齢，最年長の子供の年齢，夫の年齢，妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（夫婦のいる一般世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 24 表	親の年齢，子供の数，最年少の子供の年齢，最年長の子供の年齢，親の労働力状態別一般世帯数及び一般世帯人員数（男親と子供から成る核家族世帯及び女親と子供から成る核家族世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市〔都道府県及び市区町村では，最年長の子供の年齢別の表章なし。〕
第 25 表	夫の労働力状態，妻の労働力状態，子供の有無・数，最年少の子供の年齢，世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員数（夫婦のいる一般世帯）	全国，都道府県，市区町村
第 26 表	世帯の家族類型・親の労働力状態，子供の年齢，子供の男女別子供の数及び子供の年齢による世帯の種類別一般世帯数（子供のいる一般世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 27 表	夫の労働力状態，妻の労働力状態，夫の年齢，妻の年齢別夫婦数（総数及び6歳未満の子供のいる一般世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 28 表	夫の労働力状態・従業上の地位，妻の労働力状態・従業上の地位，夫の年齢，妻の年齢別夫婦数（総数及び6歳未満の子供のいる一般世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 29 表	夫の労働力状態・産業（大分類），妻の労働力状態・産業（大分類）別夫婦数	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 30 表	夫の労働力状態・職業（大分類），妻の労働力状態・職業（大分類）別夫婦数	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
【母子世帯】		
第 31 表	母子・父子世帯の種類，母の労働力状態・従業上の地位，母の配偶関係，母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（母子世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市〔都道府県及び市区町村では，母の配偶関係別の表章なし。〕

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 32 表	母子・父子世帯の種類, 母の産業 (大分類), 母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (母が就業している母子世帯)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市
第 33 表	母子・父子世帯の種類, 母の職業 (大分類), 母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (母が就業している母子世帯)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市
【父子世帯】		
第 34 表	母子・父子世帯の種類, 父の労働力状態・従業上の地位, 父の配偶関係, 父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (父子世帯)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市 [都道府県及び市区町村では, 父の配偶関係別の表章なし。]
第 35 表	母子・父子世帯の種類, 父の産業 (大分類), 父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (父が就業している父子世帯)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市
第 36 表	母子・父子世帯の種類, 父の職業 (大分類), 父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (父が就業している父子世帯)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市
【母とその同居児】		
第 37 表	20歳以下同居児の数, 配偶関係, 労働力状態・産業 (大分類), 年齢別人口 (15~70歳未満日本人女性)	全国, 都道府県
第 38 表	20歳以下同居児の数, 配偶関係, 労働力状態・職業 (大分類), 年齢別人口 (15~70歳未満日本人女性)	全国, 都道府県
第 39 表	20歳以下同居児の数, 配偶関係, 在学か否かの別・最終卒業学校の種類, 年齢別人口 (15~70歳未満日本人女性)	全国, 都道府県
第 40 表	20歳以下同居児の数, 配偶関係, 世帯の経済構成, 年齢別人口 (一般世帯の15~70歳未満日本人女性)	全国, 都道府県
第 41 表	20歳以下同居児の数, 配偶関係, 住宅の所有の関係, 年齢別人口 (一般世帯の15~70歳未満日本人女性)	全国, 都道府県
第 42 表	年齢, 同居児か否か, 同居児の母の配偶関係別20歳以下世帯人員数	全国, 都道府県
第 43 表	年齢, 15~70歳未満日本人既婚女性の労働力状態・産業 (大分類), 15~70歳未満日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国, 都道府県
第 44 表	年齢, 15~70歳未満日本人既婚女性の労働力状態・職業 (大分類), 15~70歳未満日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国, 都道府県
第 45 表	年齢, 15~70歳未満日本人既婚女性の在学か否かの別・最終卒業学校の種類, 15~70歳未満日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国, 都道府県
第 46 表	年齢, 世帯の経済構成, 15~70歳未満日本人既婚女性の年齢別一般世帯の20歳以下同居児数	全国, 都道府県
第 47 表	年齢, 住宅の所有の関係, 15~70歳未満日本人既婚女性の年齢別一般世帯の20歳以下同居児数	全国, 都道府県
【親子の同居】		
第 48 表	子との同居・非同居, 配偶関係, 労働力状態, 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 49 表	親との同居・非同居，配偶関係，労働力状態，年齢，男女別人口	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 50 表	親との同居・非同居，配偶関係，親の年齢，年齢，男女別人口	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
【夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦のみの世帯】		
第 51 表	夫の労働力状態，妻の労働力状態，夫の年齢，妻の年齢，夫婦のいる世帯の家族類型別世帯数（夫婦のみの世帯）	全国，都道府県，市区町村
【世帯の経済構成】		
第 52 表	世帯の経済構成別一般世帯数，一般世帯人員数，就業者数及び1世帯当たり人員数（一般世帯）	全国，都道府県，市区町村
第 53 表	世帯の家族類型，世帯の経済構成別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
【住居の状態・労働力状態】		
第 54 表	住宅の建て方・世帯が住んでいる階，65歳以上世帯員の有無による世帯の種類，世帯主の労働力状態・従業上の地位，世帯主の年齢，世帯主の男女別一般世帯数	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 55 表	住宅の建て方，従業上の地位・労働力状態，年齢，男女別一般世帯人員数	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
【都市計画の地域区分】		
第 56 表	都市計画の地域区分，年齢・男女別人口，世帯の種類別世帯数及び世帯人員数	全国，都道府県，市区町村
第 57 表	住宅の所有の関係，都市計画の地域区分別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市
第 58 表	住宅の所有の関係，住宅の建て方，都市計画の地域区分別一般世帯数	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市
【外国人の労働力状態・産業・職業】		
第 59 表	労働力状態，国籍，年齢，男女別人口（15歳以上総数及び15歳以上外国人）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市 〔人口50万未満の市では，年齢別の表章なし。（21大都市及び特別区を除く）〕
第 60 表	産業（大分類），従業上の地位，国籍，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 61 表	職業（大分類），従業上の地位，国籍，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 62 表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，国籍，年齢，男女別人口（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市

(表番号)

(表題)

(集計地域)

Ⅲ 抽出詳細集計

【労働力状態・産業・職業・従業上の地位】

第 1 表	労働力状態，産業（中分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 2 表	従業上の地位，男女，産業（中分類），配偶関係，年齢別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 3 表	産業（中分類），男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市
第 4 表	産業（小分類），年齢，男女別就業者数，平均年齢及び15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 5 表	従業上の地位，産業（小分類），男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 6 表	労働力状態，職業（中分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 7 表	従業上の地位，男女，職業（中分類），配偶関係，年齢，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 8 表	職業（中分類），男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市
第 9 表	職業（小分類），年齢，男女別就業者数，平均年齢及び15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 10 表	従業上の地位，職業（小分類），男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市
第 11 表	産業（小分類），男女，職業（小分類）別就業者数（15歳以上総数，15歳以上雇用者及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市

【教育】

第 12 表	産業（中分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県
第 13 表	職業（中分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県
第 14 表	産業（小分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県
第 15 表	職業（小分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県

【社会経済分類】

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 16 表	社会経済分類, 年齢, 男女別人口及び平均年齢 (15歳以上)	全国, 都道府県, 市区町村 [人口50万未満の市では, 年齢別の表章なし。 (21大都市及び特別区を除く)]
第 17 表	世帯主の年齢, 世帯主の社会経済分類, 世帯主の男女別一般世帯数, 一般世帯人員数及び世帯主の平均年齢	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市
【従業地による産業・職業・従業上の地位】		
第 18 表	産業 (中分類), 年齢, 男女別就業者数 (15歳以上総数及び15歳以上雇用者 (役員を含む))	全国, 都道府県, 21大都市, 21大都市の区, 県庁所在市, 人口10万以上の市 [市区町村では, 年齢別の表章なし。]
第 19 表	産業 (中分類), 従業上の地位, 男女別就業者数 (15歳以上)	全国, 都道府県
第 20 表	職業 (中分類), 年齢, 男女別就業者数 (15歳以上総数及び15歳以上雇用者 (役員を含む))	全国, 都道府県, 21大都市, 21大都市の区, 県庁所在市, 人口10万以上の市 [市区町村では, 年齢別の表章なし。]
第 21 表	職業 (中分類), 従業上の地位, 男女別就業者数 (15歳以上)	全国, 都道府県

IV 従業地・通学地集計 (全数集計)

従業地・通学地による人口・就業状態等集計

【人口】		
第 1 表	常住地又は従業地・通学地, 年齢, 男女別人口, 就業者数, 通学者数及び昼夜間人口比率	全国, 都道府県, 市区町村
第 2 表	常住地又は従業地・通学地, 労働力状態別就業者数 (有配偶の女性就業者)	全国, 都道府県, 市区町村
第 3 表	就業・通学, 従業地・通学地 (全市区町村), 男女別就業者・通学者数	全国, 都道府県, 市区町村 (常住地)
第 4 表	就業・通学, 常住地 (全市区町村), 男女別就業者・通学者数	全国, 都道府県, 市区町村 (従業地・通学地)
第 5 表	従業・通学地 (都道府県), 就業・通学, 男女別自宅外就業者・通学者数	全国, 都道府県 (常住地)
第 6 表	従業・通学地 (全市区町村), 男女別人口, 自宅外就業者数及び通学者数 (総数及び15歳以上)	全国, 都道府県, 市区町村 (常住地)
第 7 表	常住地又は従業地・通学地, 従業上の地位, 配偶関係, 年齢, 男女別就業者数 (15歳以上)	全国, 都道府県, 21大都市, 21大都市の区, 県庁所在市, 人口10万以上の市
【産業・職業】		
第 8 表	常住地又は従業地・通学地, 従業上の地位, 産業 (大分類), 男女別就業者数 (15歳以上)	全国, 都道府県, 市区町村
第 9 表	従業地・通学地 (全市区町村), 産業 (大分類) 別就業者数 (15歳以上)	全国, 都道府県, 21大都市, 21大都市の区, 県庁所在市, 人口20万以上の市 (常住地)
第 10 表	常住地 (全市区町村), 産業 (大分類) 別就業者数 (15歳以上)	全国, 都道府県, 21大都市, 21大都市の区, 県庁所在市, 人口20万以上の市 (従業地・通学地)

(表番号)	(表題)	(集計地域)
第 11 表	産業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，市区町村（従業地・通学地）
第 12 表	常住地又は従業地・通学地，従業上の地位，職業（大分類），男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，市区町村
第 13 表	従業地・通学地（全市区町村），職業（大分類）別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市（常住地）
第 14 表	常住地域名（全市区町村），職業（大分類）別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市（従業地・通学地）
第 15 表	職業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，市区町村（従業地・通学地）
第 16 表	産業（大分類），男女，職業（大分類）別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，市区町村（従業地・通学地）
【利用交通手段】		
第 17 表	常住地又は従業地・通学地，利用交通手段別自宅外就業者・通学者数（15歳以上）	全国，都道府県，市区町村
第 18 表	常住地又は従業地・通学地，利用交通手段別自宅外就業者・通学者数（15歳以上）	全国，都道府県，市区町村
第 19 表	従業・通学地（全市区町村），利用交通手段別自宅外就業者・通学者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市（常住地）
第 20 表	常住地（全市区町村），利用交通手段別自宅外就業者・通学者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市（従業地・通学地）
第 21 表	従業・通学地（全市区町村），利用交通手段別自宅外就業者・通学者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市（常住地）
第 22 表	常住地（全市区町村），利用交通手段別自宅外就業者・通学者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市（従業地・通学地）
【従業・通学時の世帯の状況】		
第 23 表	従業・通学時の世帯の状況，住居の種類，通勤・通学者数別一般世帯数及び就業・通学別一般世帯人員数	全国，都道府県，市区町村
第 24 表	従業・通学時の世帯の状況，住宅の建て方・世帯が住んでいる階別一般世帯数	全国，都道府県，市区町村
第 25 表	従業・通学時の世帯の状況，世帯の家族類型，住居の種類別一般世帯数	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市

(表番号)

(表題)

(集計地域)

V 人口移動集計 (全数集計)

移動人口の男女・年齢等集計

【移動人口の男女・年齢】

第 1 表	5年前の常住地・現住地, 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 市区町村
第 2 表	5年前の常住地, 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市 (現住地)
第 3 表	現住地, 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市 (5年前の常住地)
第 4 表	5年前の常住地 (全市区町村), 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 市区町村 (現住地)
第 5 表	現住地 (全市区町村), 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 市区町村 (5年前の常住地)
第 6 表	現住地 (都道府県), 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県 (5年前の常住地)
第 7 表	現住地 (全市区町村), 男女, 居住期間別人口 (総数及び5歳以上)	全国, 都道府県, 市区町村 (5年前の常住地)
第 8 表	居住期間, 5年前の常住地, 男女別人口 (総数及び5歳以上)	全国, 都道府県, 市区町村 (現住地)

【外国人の人口移動】

第 9 表	国籍, 5年前の常住地, 年齢, 男女別人口 (総数及び5歳以上)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市 (現住地) 【都道府県及び市区町村では, 年齢別の表章なし。】
-------	-----------------------------------	---

【世帯の移動類型】

第 10 表	世帯の家族類型, 5年前の常住地, 世帯の移動類型, 年齢, 男女別一般世帯人員数 (総数及び世帯主)	全国, 都道府県 (現住地)
第 11 表	世帯の家族類型, 世帯主の5年前の常住地, 世帯の移動類型別一般世帯数及び一般世帯人員数 (総数及び5歳以上)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市 (世帯主の現住地) 【5歳以上のみについては, 一般世帯数の表章なし。】
第 12 表	世帯の家族類型, 世帯主の現住地, 世帯の移動類型別一般世帯数及び一般世帯人員数 (総数及び5歳以上)	全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市 (世帯主の5年前の常住地) 【5歳以上のみについては, 一般世帯数の表章なし。】
第 13 表	世帯主との続き柄, 5年前の常住地, 世帯主の5年前の常住地, 世帯主の年齢, 男女別一般世帯人員数 (総数及び5歳以上)	全国, 都道府県 (現住地)
第 14 表	施設等の世帯の種類, 5年前の常住地, 年齢, 男女別世帯人員数	全国, 都道府県 (現住地)

【居住期間】

第 15 表	居住期間, 配偶関係, 年齢, 男女別人口	全国, 都道府県, 市区町村
第 16 表	世帯主の居住期間, 住宅の所有の関係別一般世帯数及び一般世帯人員数	全国, 都道府県, 市区町村

(表番号)**(表題)****(集計地域)**

第 17 表 世帯主の居住期間，世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員数

全国，都道府県，市区町村

移動人口の就業状態等集計**[移動人口の労働力状態・産業・職業・従業上の地位]**

第 1 表 労働力状態・産業（大分類），5年前の常住地，男女別人口（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（現住地）

第 2 表 労働力状態・産業（大分類），現住地，男女別人口（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（5年前の常住地）

第 3 表 5年前の常住地・現住地，労働力状態・産業（大分類），年齢，男女別人口（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市

第 4 表 職業（大分類），5年前の常住地，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（現住地）

第 5 表 職業（大分類），現住地，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（5年前の常住地）

第 6 表 5年前の常住地・現住地，職業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市

第 7 表 従業上の地位，5年前の常住地，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（現住地）

第 8 表 従業上の地位，現住地，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（5年前の常住地）

第 9 表 5年前の常住地・現住地，従業上の地位，年齢，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市

第 10 表 5年前の常住地（全市区町村），男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，市区町村（現住地）

第 11 表 現住地（全市区町村），男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，市区町村（5年前の常住地）

[居住期間]

第 12 表 居住期間，産業（大分類），従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，市区町村

第 13 表 世帯主の居住期間，世帯主の産業（大分類），世帯主の労働力状態・従業上の地位別一般世帯数及び一般世帯人員数

全国，都道府県，市区町村

第 14 表 居住期間，職業（大分類），従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上）

全国，都道府県，市区町村

第 15 表 世帯主の居住期間，世帯主の職業（大分類），世帯主の労働力状態・従業上の地位別一般世帯数及び一般世帯人員数

全国，都道府県，市区町村

VI 小地域集計（全数集計）

【基本単位区別結果】

【人口等基本集計に関する集計】

第 1 表 男女別人口及び世帯数 基本単位区

【町丁・字等別結果】

【人口等基本集計に関する集計】

第 2 表 男女別人口及び世帯数 町丁・字等

第 3 表 年齢，男女別人口，外国人人口，総年齢及び平均年齢 町丁・字等

第 4 表 配偶関係，男女別人口（15歳以上） 町丁・字等

第 5 表 世帯の種類，世帯人員別世帯数，世帯人員数及び1世帯当たり人員数（総数及び一般世帯） 町丁・字等

第 6 表 世帯の家族類型，世帯員の年齢による世帯の種類別一般世帯数，一般世帯人員数，1世帯当たり人員数 町丁・字等

第 7 表 住宅の所有の関係別一般世帯数，一般世帯人員数，1世帯当たり人員数 町丁・字等

第 8 表 住宅の建て方別一般世帯数，一般世帯人員数，1世帯当たり人員数（住宅に住む主世帯） 町丁・字等

【就業状態等基本集計に関する集計】

第 9 表 労働力状態，男女別人口（15歳以上） 町丁・字等

第 10 表 従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上） 町丁・字等

第 11 表 産業（大分類），男女別就業者数（15歳以上） 町丁・字等

第 12 表 職業（大分類），男女別就業者数（15歳以上） 町丁・字等

第 13 表 在学か否かの別・最終卒業学校の種類，男女別人口（15歳以上） 町丁・字等

第 14 表 在学学校・未就学の種類，男女別人口 町丁・字等

第 15 表 世帯の経済構成別一般世帯数 町丁・字等

【従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計】

第 16 表 従業地・通学地，就業・通学，男女別人口（15歳以上） 町丁・字等

第 17 表 利用交通手段，就業・通学，男女別人口（15歳以上） 町丁・字等

【移動人口の男女・年齢等集計に関する集計】

第 18 表 居住期間，男女別人口 町丁・字等

第 19 表 5年前の常住地，男女別人口 町丁・字等

【地域メッシュ別結果】

(表番号)

(表題)

(集計地域)

[人口及び世帯に関する集計]

地域メッシュ

[人口移動、就業状態等及び従業地・通学地に関する集計]

地域メッシュ

国勢調査集計事項の変更点

変更後	変更前	変更理由
次の事項について、全国、都道府県、市区町村、町丁・字及びその他の地域別に集計する（詳細は別紙結果表表題一覧のとおり）。ただし、統計法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、 <u>オ、カ、サ及びス</u> に関する事項を除く。	次の事項について、全国、都道府県、市区町村、町丁・字及びその他の地域別に集計する（詳細は別紙結果表表題一覧のとおり）。ただし、統計法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、 <u>サ、ス及びチのうち規模</u> に関する事項を除く。	平成27年国勢調査（簡易調査）では、東日本大震災の影響による居住期間や人口移動状況を把握するために、本来大規模調査の実施年に把握すべき集計事項の「オ現在の住居における居住期間に関する事項」、「カ人口移動に関する事項」を追加した。これにより、ただし書事項（簡易調査における集計事項に係る規定）から削除したところであるが、本来の簡易調査の実施年に把握すべき集計事項として変更
ア 人口及び世帯に関する総括的な事項	ア 人口及び世帯に関する総括的な事項	
イ 男女・年齢別の人口構成及び高齢者に関する事項	イ 男女・年齢別の人口構成及び高齢者に関する事項	
ウ 配偶関係及び夫婦に関する事項	ウ 配偶関係及び夫婦に関する事項	
エ 国籍及び外国人に関する事項	エ 国籍及び外国人に関する事項	
オ 現在の住居における居住期間に関する事項	オ 現在の住居における居住期間に関する事項	
カ 人口移動に関する事項	カ 人口移動に関する事項	
キ 労働力状態に関する事項	キ 労働力状態に関する事項	
ク 従業上の地位に関する事項	ク 従業上の地位に関する事項	
ケ 産業構成に関する事項	ケ 産業構成に関する事項	
コ 職業構成に関する事項	コ 職業構成に関する事項	
サ 教育に関する事項	サ 教育に関する事項	
シ 従業地・通学地による人口構成に関する事項	シ 従業地・通学地による人口構成に関する事項	
ス 通勤・通学時の利用交通手段に関する事項	ス 通勤・通学時の利用交通手段に関する事項	
セ 世帯の種類に関する事項	セ 世帯の種類に関する事項	
ソ 世帯構成及び家族構成・同居児に関する事項	ソ 世帯構成及び家族構成・同居児に関する事項	
タ 住居の種類、住居の所有の関係に関する事項	タ 住居の種類、住居の所有の関係に関する事項	
チ 住宅の建て方に関する事項	チ 住宅の建て方・ <u>規模</u> に関する事項	
ツ 平成12年市町村（いわゆる「平成の大合併」以前の市町村）に関する事項	ツ 平成12年市町村（いわゆる「平成の大合併」以前の市町村）に関する事項	規模に関する事項（「住宅の床面積の合計」）を削除

令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2021年2月	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。
	基本集計	人口等基本集計	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2021年9月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類			2022年3月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	2022年11月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2022年5月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	2021年12月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国, 都道府県, 市区町村	2022年6月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧の変更点（案）

別添5の参考

平成27年集計区分		令和2年集計区分(案)	集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	平成27年全国結果の公表実績	全国結果の公表予定 カッコ書きは 前回公表との 比較	結果の公表 及び 提供の方法	前回調査からの 主な変更点等
速報集計	人口速報集計	速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	2016年2月 (2016/2/26)	2021年2月 (前同時期)	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。	
	抽出速報集計	廃止	-	-	-	-	-	2016年6月 (2016/6/29)	-	-	・廃止
基本集計	人口等基本集計	基本集計	人口等基本集計	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	2016年10月 (2016/10/26)	2021年9月 (1か月前倒し)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。	・世帯構造等基本集計に係る統計表を移行 ・公表時期を1か月早める。
	就業状態等基本集計		就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	-	2017年4月 (2017/4/26)	2022年3月 (1か月前倒し)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。	・世帯構造等基本集計に係る統計表を移行 ・公表時期を1か月早める。 ・結果の公表方法を全都道府県一括へ変更
	世帯構造等基本集計	振り分けにより消滅	-	-	-	-	-	2017年9月 (2017/9/27)	-	-	・人口等基本集計、就業状態等基本集計、従業地・通学地による人口・就業状態等集計、移動人口の男女・年齢等集計及び移動人口の就業状態等集計に振り分け。
抽出詳細集計		抽出詳細集計	抽出詳細集計	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	2017年12月 (2017/12/13)	2022年11月 (1か月前倒し)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。	・従業地・通学地による抽出詳細集計に係る統計表を移行 ・公表時期を1か月早める。 ・結果の公表方法を全都道府県一括へ変更
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	2017年6月 (2017/6/28)	2022年5月 (1か月前倒し)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。	・世帯構造等基本集計に係る統計表を移行 ・公表時期を1か月早める。
	従業地・通学地による抽出詳細集計	移行により消滅	-	-	-	-	-	2017年12月 (2017/12/13)	-	-	・抽出詳細集計に移行
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	2017年1月 (2017/1/27)	2021年12月 (1か月前倒し)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。	・世帯構造等基本集計に係る統計表を移行 ・公表時期を1か月早める。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	2017年7月 (2017/7/25)	2022年6月 (1か月前倒し)	-	・世帯構造等基本集計に係る統計表を移行 ・公表時期を1か月早める。 ・表章地域について前回申請資料の記載に誤りがあったことから、適切なものに修正
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	-	-	-	-	2017年1月 (2017/1/27)	-	-	
	就業状態等基本集計に関する集計	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類	-	-	2017年5月 (2017/5/30)	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	-	・小地域集計(世帯構造等基本集計)に係る統計表を移行
	世帯構造等基本集計に関する集計	振り分けにより消滅	-	-	-	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	2017年11月 (2017/11/15)	-	-	・小地域集計(就業状態等基本集計、移動人口の男女・年齢等集計)に関する集計に移行
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	-	-	-	-	2017年11月 (2017/11/15)	-	-	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	-	-	-	-	2017年5月 (2017/5/30)	-	-	・小地域集計(世帯構造等基本集計)に係る統計表を移行

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
 2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

国勢調査における統計基準適用上の特記事項

国勢調査の集計に用いる産業分類及び職業分類については、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づくものとするが、以下の分類項目についてはこれらによらないこととする。

○ 表章を行わない分類項目及びその取り扱い

<産業分類>

- ・中分類「無店舗小売業」については、結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。
- ・小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、管理又は補助的経済活動の対象となる事業所の主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

○ 表章を行わない理由

これらの分類項目を表章するためには、正確に事業の内容を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのような措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれがある。

したがって、これらの分類項目については結果表章を行わないこととする。

国勢調査における統計基準適用上の特記事項の変更点

変更後	変更前	変更理由
<p>国勢調査の集計に用いる産業分類及び職業分類については、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づくものとするが、以下の分類項目についてはこれらによらないこととする。</p> <p>○表章を行わない分類項目及びその取り扱い <産業分類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中分類「無店舗小売業」については、結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。 ・小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、管理又は補助的経済活動の対象となる事業所の主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。 <p>○表章を行わない理由 これらの分類項目を表章するためには、正確に事業の内容を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのような措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれがある。</p> <p>したがって、これらの分類項目については結果表章を行わないこととする。</p>	<p>国勢調査の集計に用いる産業分類及び職業分類については、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づくものとするが、以下の分類項目についてはこれらによらないこととする。</p> <p>○表章を行わない分類項目及びその取り扱い <産業分類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中分類「無店舗小売業」については、結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。 ・小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、管理又は補助的経済活動の対象となる事業所の主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。 <p>○表章を行わない理由 これらの分類項目を表章するためには、正確に事業の内容を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのような措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれがある。</p> <p>したがって、これらの分類項目については結果表章を行わないこととする。</p>	<p>変更なし</p>

国勢調査の実施の必要性

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に定める基幹統計調査として、法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査であり、総務大臣にその実施を義務付ける規定が定められている。

【参考：令和2年国勢調査の意義・役割】

国勢調査は、我が国の人や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施している国の最も基本的な統計調査である。国勢調査の結果は、公正な行政を行うため、衆議院議員の選挙区の画定基準、地方交付税の交付額の算定基準など、多くの法令に利用が規定されている。また、法令上の利用のほか、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案・推進・評価においても広く活用されている。

国勢調査の結果は、公的部門だけではなく、民間企業等でも将来の需要予測や店舗等の立地計画など企業経営にも幅広く活用されている。また、大学等の学術・研究機関では、社会・経済の実態や動向に関する実証的な研究などに広く利用され、それに基づいて政策提言などが行われている。

このように、国勢調査は、国民が国や地域社会の実態を知り、その将来の姿を計画していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会の発展を支える情報基盤としての役割を果たすものと言える。

人口の少子高齢化が進展する中で、的確な行政施策を企画・立案するため、全国及び地域別の詳細な統計が必要となる。そのため、令和2年国勢調査では、男女・年齢別人口といった極めて基本的な人口属性はもとより、単身世帯の増加を中心とする世帯構造の変化、女性や高齢者を始めとする就業構造の変化など、社会情勢や国民生活の変化を反映した直近の常住人口を属性別に捉えた詳細かつ正確な統計の作成が期待されている。

以上のような国勢調査の意義・役割に照らし、令和2年国勢調査を正確かつ円滑に実施し、国や地域の問題への取組など、広く社会に役立つ統計を提供する必要がある。

(参考)

国勢調査結果の利用状況

各種法令に基づく利用

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法 ⇒ 選挙区の改定（第3条）
- 地方自治法 ⇒ 地方自治法で用いる人口（第254条）
- 地方交付税 ⇒ 地方交付税交付額の算定（第12条）
- 過疎地域自立促進特別措置法 ⇒ 過疎地域の認定（第2条）
- 政党助成法 ⇒ 政党交付金の算定（第7条）
- 航空法 ⇒ 無人航空機の飛行の禁止区域（第132条、航空法施行規則第236の2）

行政上の施策への利用・地方公共団体による利用

- 少子・高齢化問題
 - 子ども・子育てビジョンの策定
 - 年金・医療費
 - 高齢者福祉問題
 - 子育て環境の充実
- 防災関連
 - 防災計画の策定
 - 災害復興計画の策定
 - 被害予測
- 行政上の計画の策定
など

他の統計への利用

- 標本設計
- 他の統計で推計する際のベンチマーク（指標）
など

その他、最近の白書等における分析、国民経済計算の推計、学術研究等などにも活用

国勢調査結果の活用事例

各種法令に基づく利用

1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法

◆選挙区の改定（第3条）

衆議院議員選挙区画定審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を調査審議し、必要と認められるときは内閣総理大臣に改定案を勧告することとされている。改定案の作成に当たって、各選挙区の人口は「最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口」を用いることが定められている。

2 地方自治法

◆地方自治法で用いる人口（第254条）

- ・ 地方自治法で用いる「人口」は「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」と定められている。

◆「人口」を要件として定めている主なもの

- ・ 市となるための要件（第8条）
- ・ 指定都市、中核市となるための要件（第252条の19、第252条の22、）等

3 地方交付税法

◆地方交付税交付額の算定（第12条）

地方交付税交付額（普通交付税）を決める基となる地方行政に必要な各種経費の算定において、国勢調査の調査結果である「都市計画区域における人口」、「人口」、「町村部人口」、「市部人口」、「六十五歳以上人口」、「七十五歳以上人口」、「林業及び水産業の従業者数」、「世帯数」を用いることが定められている。

4 過疎地域自立促進特別措置法

◆過疎地域の認定（第2条）

過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」として認定されるための要件は国勢調査の結果を基にした市町村の35年間の人口減少率が一定の基準を超えた場合等と定められている。

5 政党助成法

◆政党交付金の算出（第7条）

政党へ交付する政党交付金の総額を求めるために「基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう）」を用いることが定められている。

6 航空法

◆無人航空機の飛行禁止区域（第132条第2号、航空法施行規則第236の2号）

航空法第132条で無人航空機（ドローン）の飛行の禁止区域を定めており、このうち、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域として「国勢調査の結果による人口集中地区」を用いることが規定されている。

※ 上記以外にも地方税法、公職選挙法、都市計画法施行令、農村地域工業等導入促進法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令、低開発地域工業開発促進法施行令、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、地方揮発油譲与税法施行規則など、多くの法令で国勢調査の結果を用いることが定められている。

行政上の施策への利用

1 少子・高齢化関連

◆子ども・子育てビジョンの策定

人口減少社会の現状を把握するために年齢階級別人口が利用されている。

◆年金・医療費

今後の年金や医療費の負担と給付について審議する場で国勢調査の結果や国勢調査の結果を基に推計した将来推計人口が基礎資料として利用されている。

◆生き方・ライフスタイルの変化による社会福祉制度等への影響の検討

年齢階級別の未婚率が利用されている。

◆高齢者福祉問題

高齢者福祉を検討する際に一人暮らしの高齢者の数が基礎資料として利用されている。

◆子育て環境の充実

保育所等の子育て関連施設の充実度を測る指標に就学前の人口（0～5歳人口＋6歳人口の半分）が利用されている。

2 防災関連

◆防災計画の策定

人口、人口密度、人口分布（都市部では昼間人口）等が基礎資料となっている。

◆災害復興計画の策定

- ・ 新潟県中越沖地震の復興プランを策定するための基礎資料として利用された。
- ・ 東日本大震災の被害地域の状況を把握し、復興計画の立案をするための資料として利用されている。

◆被害予測

- ・ 町丁・字等データを利用した被災地の避難人口の推計
- ・ 火山の噴火を想定した防災マップの作成の基礎資料
- ・ 洪水の被害予測の基礎資料

◆被害予測システムの開発

建物被害、人的被害、火災に関する被害を推定対象とする「簡易型地震被害

想定システム」(消防庁)において、人口総数、世帯総数、住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数のデータが利用されている。

3 行政上の計画の策定

◆国土開発

- ・ 長期的な国土づくりの指針を示す「国土形成計画」の策定や国土計画の在り方・課題を検討する国土審議会における基礎資料として利用されている。
- ・ 国土利用計画法に基づく全国、都道府県、市町村計画を策定するための基礎資料として人口や小地域集計の結果が利用されている。

※ このほかにも労働政策、産業政策、住宅政策、環境整備など、国勢調査の結果は多方面で利用されている。

国民経済計算の推計への利用

国勢調査の調査結果による世帯数や産業別雇用者数が国内総生産(GDP)等を計算する国民経済計算の推計に用いられている。

具体的には、国民経済計算の中の経済活動別就業者数及び雇用者数は、国勢調査の結果による産業別、従業上の地位別の就業者数や雇用者数を基に推計されている。また、産業連関表の付帯表として作成され、雇用創出への波及効果シミュレーション等に利用されている雇用マトリクス(生産活動別職業別雇用者数表)は、国勢調査結果の産業、職業別の雇用者数を基に計算されている。

最近の白書等における分析での利用

各府省庁において行政課題とその対策を取りまとめた白書等による、現状の把握は欠かせないが、現状を把握する上で国勢調査の結果による「人口」に関するデータは高い頻度で利用されている。例えば、平成30年度「年次経済財政報告」(経済財政白書)、平成30年版「労働経済の分析」(労働経済白書)などで国勢調査の結果が利用されており、平成30年版「少子化社会対策白書」では、我が国の少子化の現状を国勢調査の結果を用いて分析している。

学術研究等への利用

◆将来人口、世帯数の推計

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は国勢調査の結果を利用して将来人口の推計と世帯数の将来推計を行っている。将来人口の推計には男女、年齢（各歳）別人口、世帯数の将来推計には世帯主の男女、世帯主の年齢（5歳階級）、世帯の家族類型別の一般世帯数等が利用されている。

◆生命表の作成

平均寿命等を算出するための生命表の作成に年齢別人口が用いられている。

他の統計への利用

◆標本調査の調査区フレーム

総務省の労働力調査や家計調査を始め、消費動向調査（内閣府）、国民生活基礎調査（厚生労働省）等の各府省の統計調査の調査区フレームに利用されている。

◆標本設計

標本調査の調査客体を決定する際、国勢調査の結果を用いて標本設計が行われている。

◆他の統計で推計をする際のベンチマーク（指標）

標本調査で調査結果を推計する際のベンチマーク（指標）に利用されている。